



「三鷹子ども憲章(案)」を確定しました

企画経営室☎内線2112

「三鷹子ども憲章(案)」について、3月15日~4月11日にパブリックコメントを実施し、2人の方から5件のご意見をいただきました。また、小・中学生を対象とした「学校パブリックコメント」でも多数のご意見をいただきました。市ではご意見を検討した結果、素案に修正を加えて憲章案を確定し、市議会に提案中です。

主なご意見とそれに対する市の考え方(☞は市の考え方)は次のとおりです。

全体および1と2について

- 七・五調の方がリズムがあって言いやすい。
- 「みんなでつくる 三鷹の未来」にした方が良い。
- 「たすけあい いじめをなくそう 勇気を出して」にした方が良い。
- ☞口ずさみやすく、実効性のある憲章とするため、意見を反映して1の本文および2の本文を修正します。
- 「~子どもの個性と人権が守られ、希望に満ちた笑顔あふれる~」にした方が良い。
- ☞夢や希望は、憲章全体にかかるものとして「三鷹の子どもたちが、未来に向けて夢や希望をもち」という形で前文に明記しています。
- 「みんなで」「一緒に」「協力しあおう」という言葉を入れた方が良い。
- ☞思いやりの心をもち、みんなで協力して助けあうことを明確にするために、意見の趣旨を反映して修正します。

4について

- 本文に「やさしい気持ち」という言葉を加えて「のこそう自然 やさしい気持ち 三鷹らしさをいつまでも」にした方が良い。
- ☞「やさしい気持ち」については、2を中心に、この憲章全体に通じるものとして、ご提案の趣旨は含まれていると考えます。
- 「三鷹らしさ」の後に「大切に」「広げよう」という言葉をつなげた方が良い。
- 三鷹らしさについては「三鷹の歴史」にした方が良い。
- ☞ご提案の趣旨を踏まえるとともに、三鷹市民憲章や三鷹市自治基本条例との整合性を図り、説明文を修正します。
- 「のこそう自然・文化・伝統 三鷹らしさを いつまでも」にした方が良い。
- ☞本文の「三鷹らしさ」には三鷹の伝統・文化が含まれているものと考えていますが、その趣旨を反映し、説明文において「伝統・文化」を明示し、修正します。

5について

- 「身近な人」については「まわりの人」あるいは「家族や友だち」などにした方が良い。
- 「身近な人」という表現は、近親および隣近所と解釈される危険性がある。相談事は地域の範囲まで拡大されないと解決できないことから、「地域の人に」にした方が良い。
- 「本当に困ってしまう前に」という表現は回りくどく、分かりにくいので、「困ったときは」にした方が良い。
- ☞家族や友人など自分のまわりにいる人とのふれあいを大切にしながら、いつでも相談できる関係を大切にしようという趣旨に沿って、本文および説明文を分かりやすい表現に修正します。

■ 三鷹子ども憲章(案) ■

わたしたちは、三鷹の子どもたちが、未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともにすこやかに成長していくことができるよう、子どもと大人の共通目標として、この憲章を定めます。

- 1** みんなでつくる 三鷹の未来
わたしたちは、子どもの個性と人権が守られ、笑顔があふれる明るいまち三鷹をつくっていきます。
- 2** たすけあい いじめをなくそう 勇気を出して
わたしたちは、いつも思いやりの心をもって助けあい、勇気を出していじめや暴力をなくしていきます。
- 3** かがえて 行動しよう マナーとルール
わたしたちは、社会の一員としてマナーを身につけ、ルールを守り、お互いに気持ちよく過ごせるよう考えて行動していきます。
- 4** のこそう自然 三鷹らしさを いつまでも
わたしたちは、郷土三鷹を愛し、三鷹らしい自然環境と地域の伝統・文化を次の世代に伝えていきます。
- 5** こまたら 相談しよう まわりの人に
わたしたちは、困ったときは、家族や友だち、先生など、まわりの人に相談できるよう、ふれあう機会を大事にしています。
- 6** どの人も あいさつかわず まちにしよう
わたしたちは、だれもが感謝の気持ちをもって、お互いに笑顔であいさつをかわせるまちにしています。
- 7** もっている みんなのいのち 大切に
わたしたちは、心も体もすこやかにたもち、だれにもひとつしかない大切ないのちをみんなで守っていきます。

漢字・カタカナには「ふりがな」が付きます。本文の一字目をつなげると「みたかのこども」になります。

確定した「子ども憲章(案)」の全文、いただいたご意見とそれに対する市の考え方は、市のホームページ「パブリックコメント」からご覧になれるほか、相談・情報センター(市役所2階)、市政窓口で配布しています。

介護保険施設の食費・居住費の負担額が軽減されます

認定申請と認定更新手続きのお知らせ

☎高齢者支援室☎内線2684

介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設)に入所あるいはショートステイを利用する方で、住民税が非課税世帯の方などは、申請により居住費と食費の負担額が減額されます。減額を受けるには、あらかじめ申請をしてください。

また現在減額認定を受けている方は、減額認定証の有効期限が6月30日(月)までですので、認定の更新手続きが必要です。

減額認定の申請

介護保険施設に入所した日付と介護保険被保険者証を持参して、高齢者支援室(市役所1階11番窓口)へ。

新たに、介護保険施設への入所やショートステイの利用を予定している方は、利用する月の月末までに申請してください。

申請書は高齢者支援室にあります。

認定更新手続き

6月20日(金)までに、申請書、現在有効の減額認定証、世帯全員の平成20年度住民税非課税証明書(平成20年1月1日に三鷹市外に在住していた方のみ)を持参して、高齢者支援室(市役所1階11番窓口)へ(郵送可)。

現在認定を受けている方には、原則として住所地へ申請書をお送りします。

小・中一貫教育校「にしみたか学園」の2年目の検証結果がまとまりました

平成18年9月に設置した市立小・中一貫教育校検証委員会から市教育委員会に、開園2年目を迎えた「にしみたか学園」の平成19年度検証結果の報告書が提出されました。小・中一貫教育校「にしみたか学園」の実践を検証するため、その概要についてお知らせします。

☎指導室☎内線3245

検証は、今後、全市に小・中一貫教育校を展開していくにあたり、平成17年12月に策定した「三鷹市立小・中一貫教育校の開設に関する実施方針」の有効性や他の中学校区への展開における汎用性、開園前後の教職員の意識の変容、児童・生徒の意識・意欲の変容、保護者等の意識の変容の4点を基本的な観点とし、実際に教育活動を視察したほか、教職員やコミュニティスクール委員会会長へのヒアリング調査や、同委員会評価部会が実施した保護者、教員、児童・生徒対象のアンケート調査などを参考としました。

特徴的な検証結果の概要

1 **一貫カリキュラムによる授業、交流活動**
さらなる学習意欲の向上と「確かな学力」の定着・向上には、小・中一貫カリキュラムに基づく授業改善が必要です。また、すべての教員による授業研究などの小・中合同の研究会の充実が必要で、こうした相互乗り入れの取り組み

2 **コミュニティ・スクール**
保護者、地域住民の一層の理解と参加を得るためには、教育活動を進めるためには、学園としての情報発信や学園内の情報交流を積極的に行う必要があります。特に各学校のホームページについては、パソコンなどの環境整備とともに、更新などにあたってはコミュニティ・スクール委員会と連携して充実していくことが重要です。

3 **コミュニティ・スクール委員会**
毎月1回開催し、おむね活発な活動を展開することができました。また、委員会の活動状況や協議内容について記載した「小・中一貫たより」を定期的に発行するなど積極的な情報発信に努め、学園の教育活動などについての重要性がより認知されるようになりました。

検証報告書の内容は、市のホームページ「指導室教育センター1階」でご覧いただけます。